賃金の支払方法に関する労使協定書

株式会社　　　　　　（以下「当社」という。）と労働者代表　　　　　　は、労働者の賃金の支払方法について、各労働者の同意を得た場合の銀行その他の金融機関の預貯金口座への振込み（以下「銀行口座振込」という。）、金融商品取引業者に対する証券総合口座への払込み（以下「証券口座振込」という。）及び指定資金移動業者（労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第７条の２第１項第３号に基づく厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者をいう。以下同じ。）の口座への資金移動（以下「資金移動」といい、「銀行口座振込」及び「証券口座振込」と総称して「口座振込等」という。）に関し、次のとおり協定する。

第１条　当社は、各労働者の同意を得て、各労働者の本人名義の口座に、口座振込等の方法により賃金を支払うこととする。

第２条　口座振込等の対象となる労働者及び賃金の範囲並びに口座振込等の取扱会社の範囲は下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 労働者の範囲 | 当社に雇用されている労働者全て |
| 賃金の範囲 | 定期賃金、賞与、退職金 |
| 口座振込等の取扱会社の範囲 | 銀行口座振込 | ○○銀行、○○銀行 |
| 証券口座振込 | ○○証券、○○証券 |
| 資金移動 | ○○、○○ |

第３条　当社は、各労働者に対し、各労働者の希望に応じ、次の各号に掲げる方法のいずれかにより賃金を支払うこととする。第２号の場合において、資金移動による賃金支払額の金額は、第１条に基づく同意の際に各労働者が申し出た額（指定資金移動業者の受入上限額の範囲内に限る。）とする。

（１）口座振込等のうちいずれか一つの方法による賃金全額の支払い

（２）賃金のうち一部は資金移動、残部は銀行口座振込又は証券口座振込による支払い

第４条　口座振込等による賃金支払いは、本協定締結後、　　　　年　　月　　日以降に到来する当社賃金支払日より実施する。

第５条　本協定の有効期間は　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。ただし、有効期間満了の　　日前までにいずれかの協定当事者から書面による協定破棄の通告がない限り、有効期間を　　　年間延長するものとし、これ以降も同様とする。

　　　　年　　月　　日

株式会社　　　　　代表取締役

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　労働者代表